

2012.05.21

タイ王国（法務）事情4 ー著作権侵害対策

（タイ編～Vol. 4）

1月にご紹介したタイ王国の著作権侵害対策ハンドブックが、3月に文化庁から発表されました¹。タイは、各種機械の部品等の製造拠点として多くの日本企業が進出していますが、同国の消費市場の成熟に伴って、キティちゃんを始めとする日本のキャラクターグッズやクールと言われるコミックも人気です。その一方でこれらの海賊版も多く出回っているのが現状です。またインターネットの普及が進み、これを介した侵害事件も多く発生しています。そこで今回は、タイの著作権侵害についての対策方法について概観したいと思います。

1. タイの著作権

タイの著作権法は1994年に制定され、著作権の侵害に対して刑事罰を定め、また、民事上の賠償義務も定めています。アニメやマンガは、美術的著作物として著作権法の保護の対象となります。また、日本とは違い、キャラクターも同じく美術的著作物と認められています。著作者隣接権に関しては、実演家の権利だけが認められています。著作権は日本同様、登録を必要としませんが、侵害に対して対応するには、次に述べるとおり、知的財産庁に登録をすることが事実上必要となります。

2. 刑事罰

日本では、刑事罰を求めるのはあまり一般的ではありませんが、タイでは、まずは、警察に侵害の事実を告げて、強制捜査を行ってもらうことから始めるのが一般的です。知財に精通した弁護士を雇うのが捜査に着手してもらう近道のようなようです。また、自らが著作権者であることを示すために、知的財産庁に著作権を登録することが勧められますので、まずは、登録をすることから対策を始めることとなります。警察に告訴をしなければ、警察は捜査を行ってくれません。捜索等の強制捜査には、権利者の弁護士も立ち会って侵害品の特定をし、後に民事訴訟を起こす場合に備えて証拠品を写真に撮ったりします。

警察が立件可能と判断すれば、検察庁に報告され、I P I T裁判所²で審理されます。刑事事件においても裁判所は罰金額の半額までは被害者である権利者に支払うよう命じることができます。刑事事件の途中でも侵害者と和解することが出来ますが、和解が成立すると刑事事件はそこで終了します。大規模な侵害事件の場合には警察から和解しないよう勧

¹ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/pdf/24_tai_singai_handbook.pdf

² 知的財産と国際取引に関する紛争を専門に扱う裁判所です。

めることもあるとのこと。タイでは被害者である権利者が直接侵害者に対して IPIT 裁判所に刑事事件として訴えることが出来ますが、やはり通常の警察、検察庁のルートで事件化されることが多いようです。

3. 民事訴訟

著作権を侵害された権利者が侵害者に対して賠償や差止を求めて民事訴訟を提起することももちろんできます。訴える裁判所は同じく IPIT 裁判所です。差止の仮処分を求めることもできます。日本でも有名な事件は、円谷プロが、タイでの制作会社との間で争ったウルトラマン事件です。一審では、タイの制作会社に独占的使用権があるとされましたが、IPIT 裁判所はこれを覆し、一部の著作権侵害を認定し差止を認めました。最高裁は、タイの制作会社は共同の著作者ではなく、円谷プロが単独の著作権者であるとして 1070 万バーツの賠償と、提訴から約 10 年間に亘る遅延損害金 7.5%の支払をタイの制作会社に命じました。他の東南アジア諸国には、残念ながら裁判所でも賄賂の問題が起り得る国がありますが、タイでは、そのようなことは無いとの事ですので、裁判所において民事訴訟を起こして侵害に対応するのも一つの方策です。但し相手に資力がなければ絵に描いた餅になってしまいますから、やはり、まずは警察の強制捜査によって、侵害品の製造者まで特定することが必要でしょう。

4. インターネット上の侵害に対して

タイにはいわゆるプロバイダー規制法がなく、著作権法での保護で対応することになりますが、警察のテクノロジー犯罪取締部や経済犯罪取締部に保護を求める、上記の民事訴訟等を起こすこと加えて、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA) などの私的団体を通じて、プロバイダーに削除要求をするなども加えて検討すると良いと思われます。一定の実績が上がっているようです。

筆者：弁護士 苗村博子

(弁護士法人 苗村法律事務所 所長、1987 年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。